別　紙

＜八王子市＞保育所等における虐待発生時の対応フロー（案）

フェーズ		◆虐待を受けたと思われる児童を発見した者　◆虐待を受けた児童
初動段階	通報等への対応	通告・届出の受理

■子どもの教育・保育推進課（幼児教育・保育センター）	■保育幼稚園課	■こども家庭センター	■子育て支援課	■青少年若者課	■放課後児童支援課
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、乳児等通園支援事業		子育て短期支援事業、（妊産婦等生活援助事業）	母子生活支援施設	はちビバ（子ども・若者育成支援センター）	放課後児童健全育成事業

対応段階	事実確認等	情報収集・初期判断
		事実確認の方針協議・決定
		事実確認の実施
	虐待判断	事実確認事項の整理
		虐待有無の判断、指導等の方針協議・決定
終結段階	安全確保措置	指導等の実施
		「児童福祉施設等虐待対応部会（仮称）」への報告・意見
フォローアップ	フォローアップ	フォローアップ
		東京都へ報告 ➡ 公表